

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

「【薬局】規制改革実施計画（2023年6月16日閣議決定）」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

参考資料：2023年6月16日閣議決定「規制改革実施計画」

2023年6月1日規制改革推進会議「規制改革推進に関する答申～転換期におけるイノベーション・成長の起点～」

資料No.20230620-2052(1)-1

本資料は、2023年6月16日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 2023年6月16日に規制改革実施計画が閣議決定しました
- 薬局に関わる主な内容として
 - 「要指導医薬品のオンライン服薬指導」
 - 「調剤業務の一部外部委託」
 - 「在宅医療における円滑な薬物治療の提供」
 - 「在宅患者に対する円滑な点滴交換等」が挙げられています
- 答申からの主な変更点として「訪問看護STへの薬剤配置」の表記が検討事項中ではなく、背景の中で「提案があった」という表現に変更され、「調剤業務の一部外部委託」では“安全確保を前提に”の文言が追加されています
- 今後は決定した計画に沿って、規制改革についての検討・実施が進められます

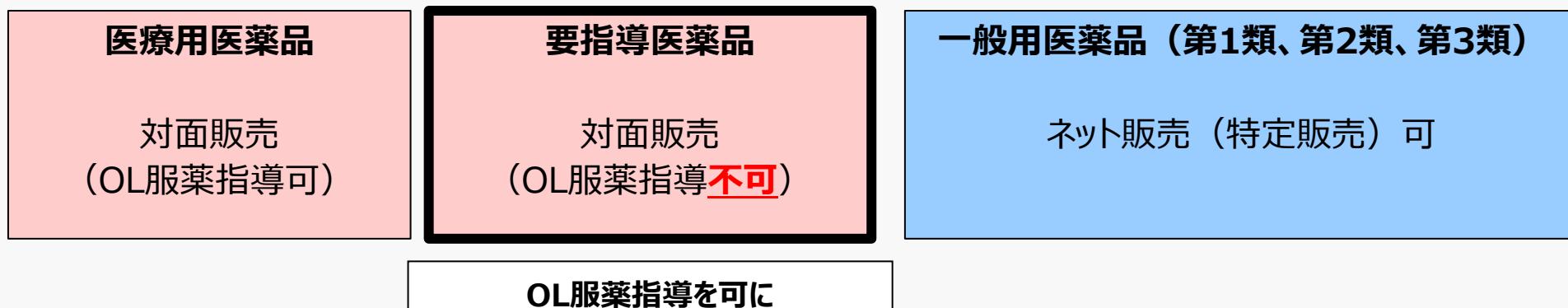
令和5年度検討・結論、結論を得次第可能な限り速やかに措置

答申から修正なし

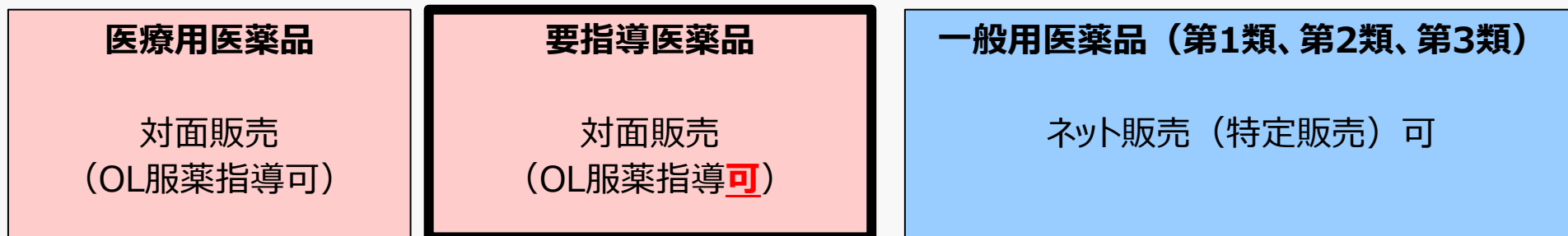
(規制改革実施計画から抜粋し日医工(株)が一部省略)

- **要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実施に向けて、対象範囲及び実施要件を検討し、方向性について結論を得る。**その上で、所要の措置を講ずる。その際、政府全体として対面規制の見直しが横断的に進められていることを踏まえるものとする。

<医薬品の区分(現状)>

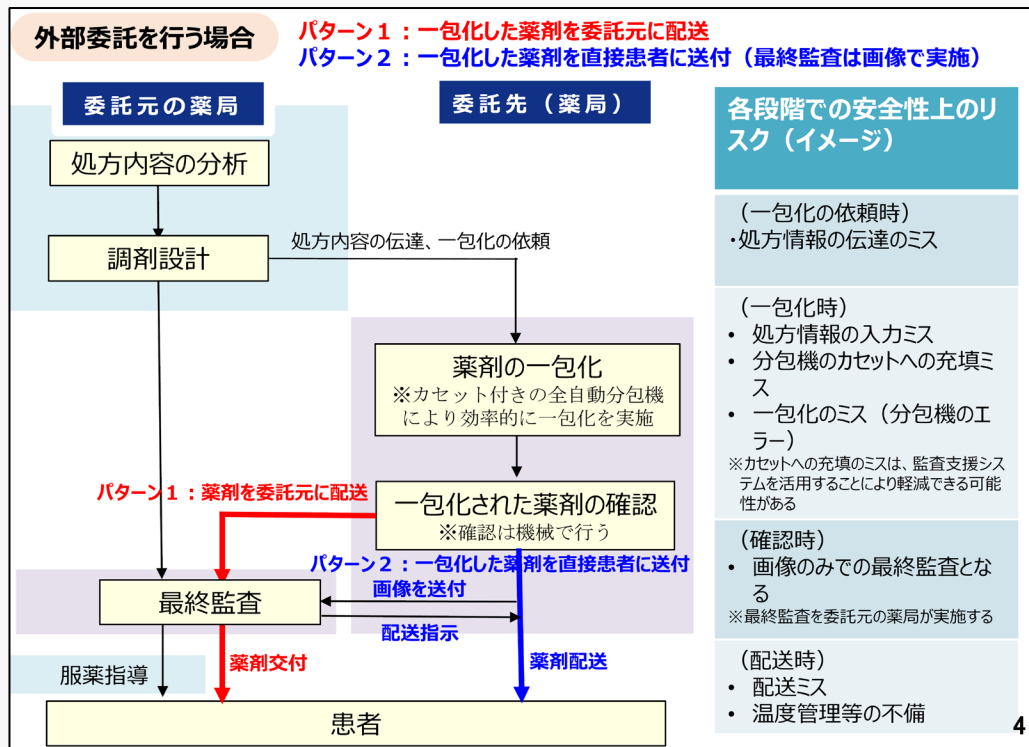


<検討事項>



令和5年度以降早期に検討・結論 答申から文言追加

（規制改革実施計画から抜粋し日医工（株）が一部省略）
 ○調剤業務の一部外部委託の際の安全確保のために委託元や委託先が満たすべき基準や委託先への監督体制などの技術的詳細を令和4年度に検討し結論を得たことを踏まえ、調剤業務の一部外部委託を行うことを可能とするための法令改正を含む制度整備を**安全確保を前提に**早期に行うことを検討する。



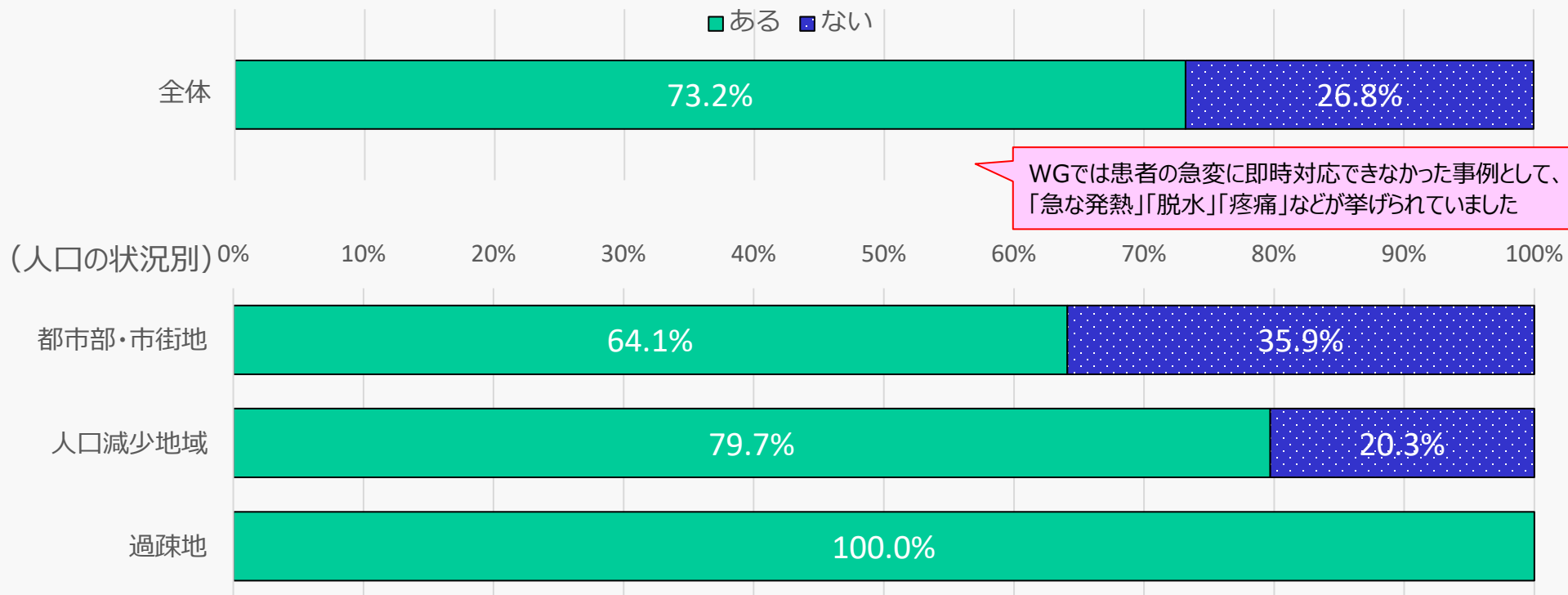
大阪府では、調剤業務の一部（一包装）外部委託の実施を目的とした「薬局DX推進コンソーシアム」が設立され、計22社が参加しています

（引用）令和5年4月24日第11回 医療・介護・感染症対策WG資料2より日医工（株）が抜粋

令和5年度検討開始、令和6年度結論 答申から修正なし

(規制改革実施計画から抜粋し日医工(株)が一部省略)
 ○在宅患者が適時に必要な薬剤を円滑に入手可能とする観点から、具体的にどのような地域にどの程度の頻度でどのような課題があるかについて現場の医師、薬剤師、看護師及び患者等に対して調査を行い、必要な対応を検討する。

訪問看護師の手元に薬剤や輸液がないことで、患者・利用者の急変に即時対応できなかった経験の有無 n=235



(参考) 令和5年3月6日第7回 医療・介護・感染症対策WG資料3をもとに日医工(株)が作成

本資料は、2023年6月16日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

令和5年度検討開始、令和6年度結論

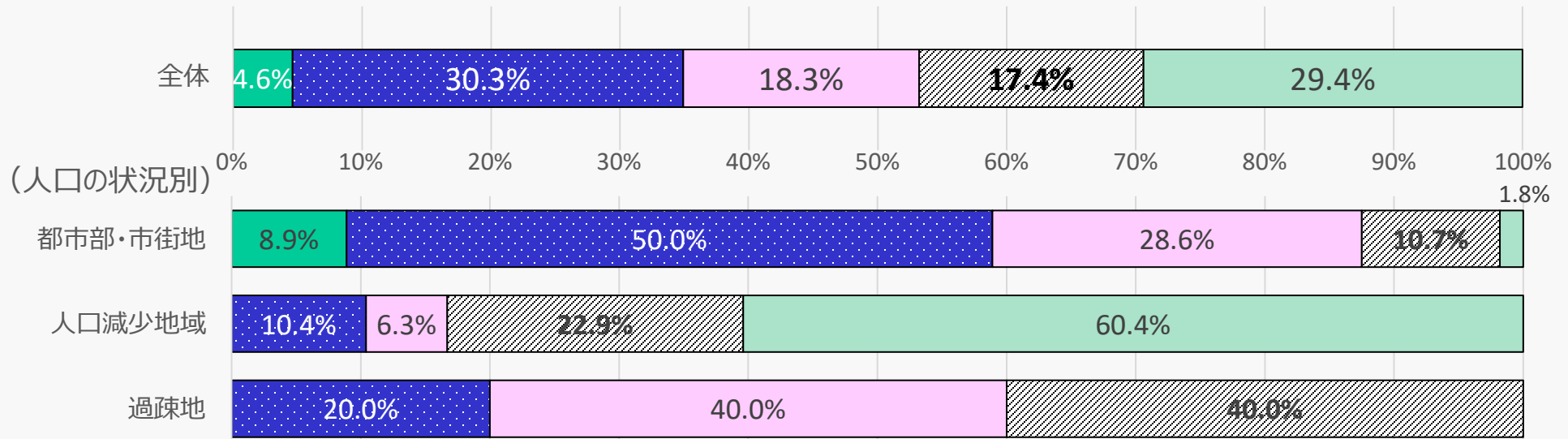
答申から修正なし

(規制改革実施計画から抜粋し日医工(株)が一部省略)

○地域連携薬局の認定等を取得している薬局の一部において、現実には夜間・休日の調剤が行われていないことがあるとの指摘を踏まえ、必要に応じて実態を調査の上、必要な措置を講ずる。具体的には、地域の薬局において、夜間・休日を含む24時間対応が可能となるよう、必要な対応を検討する。

24時間対応薬局は、緊急で薬剤等が必要になった時に、対応してくれるか(夜間、週末、祝祭日など営業時間以外)

- 迅速に対応してくれる
- その日のうちには対応してくれる
- 連絡はつくが対応は翌日以降
- ▨ 連絡はつくが対応は数日待たなければならない
- 連絡さえ取れない



(参考) 令和5年3月6日第7回 医療・介護・感染症対策WG資料3をもとに日医工(株)が作成

WGでは、都市部等でも薬局の営業時間外になると、「迅速に対応してくれる」機関がかなり限られていると報告されていました

本資料は、2023年6月16日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

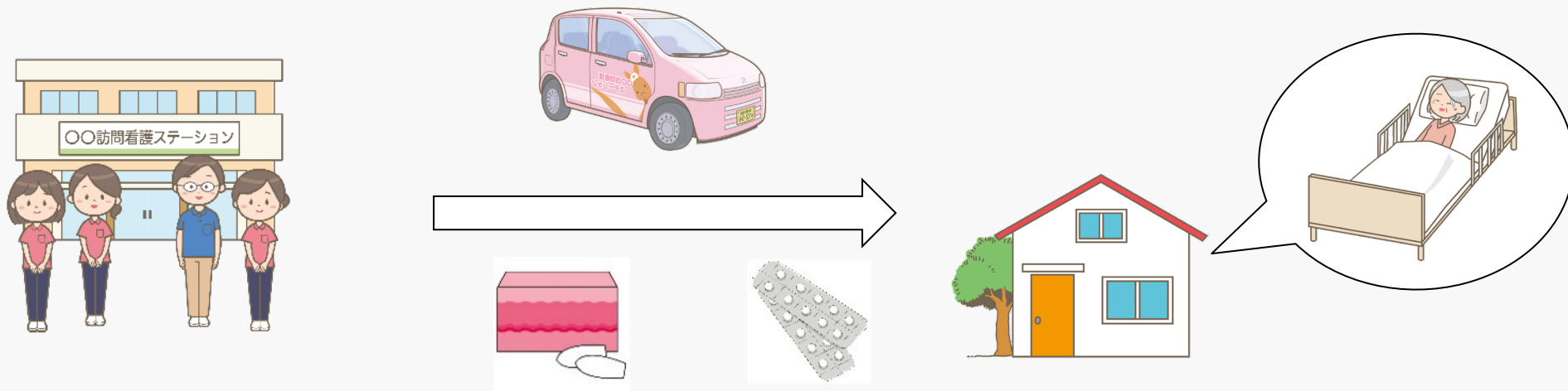
令和5年度検討開始、遅くとも令和6年度中に結論

文言を背景に移動（項目内では削除）

（規制改革実施計画から抜粋し日医工（株）が一部省略）

○②の措置や対応によっても24時間対応が可能な薬局が存在しない地域については、必要に応じて、薬剤師、看護師、患者等に対し具体的な課題を把握するための調査を行った上で、在宅患者に円滑に薬剤を提供する体制の整備に向けて、**訪問看護ステーションに必要な薬剤（最低限の数量に限る。）を配置することも含め**必要な対応を検討する。

- ・WGでは、「一定の条件下で訪問看護師による処方・投薬の枠組みの検討」も提案されていましたが、記載は見送られました
- ・「訪問看護STに必要な薬剤を配置」については項目内では削除され、背景として「提案があった」との記載に変更されました



令和5年度検討開始、令和6年度結論、結論を得次第速やかに必要に応じて措置

表現変更

(規制改革実施計画から抜粋し日医工(株)が一部省略)

○訪問看護師が適時に患者宅を訪問できないことによって、在宅の患者が点滴交換・充填、褥瘡薬の塗布等を円滑に受けられない事例が存在するとの指摘があることに対してことや薬剤師による当該事例への対応について提案があった可能性や課題を検討する必要があるとの指摘があることを踏まえ、**次の措置を講ずる。**

- a** ①具体的にどのような地域にどの程度の頻度でどのような課題があるか、
 ②なぜ訪問看護師が適時に訪問できなかったのか
 を明らかにした上で訪問看護師による課題の解決可能性が現実的にどの程度あるか、について現場の医師、薬剤師、看護師及び患者等に対して調査を行い、当該事例への実効的な対応策を検討し、必要に応じて措置を講ずる。



これまで医行為の範囲として薬剤師が実施できなかった「点滴交換や充填」、「褥瘡薬の塗布」ができるようになる可能性があります



薬剤師の皆様に見て頂きたい

Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録
不要

「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」
2つのコンテンツをセットで閲覧することで
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



20230001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 メールマガジンの受信

会員特典2 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>